

城西国際大学 動物実験施設（生命科学研究センター）における災害対策の手引き

2023年4月1日

城西国際大学 動物実験管理委員会

本手引きは、城西国際大学（以下「本学」という。）生命科学研究センター動物実験施設において災害等（火災・地震等）の緊急時対応が求められる場合に、その被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる体制整備の一環として策定した。なお、一般的な緊急対応は「城西国際大学危機管理規程」、「城西国際大学 防災管理規定」および「城西国際大学消防計画」に定められているが、ここでは動物実験施設に特有の事情を考慮して改めて定めるものである。

1. 動物実験施設利用者用の対応

1. 初期対応

- ・人命・安全確保を最優先に考えて行動すること。
- ・地震発生時：揺れが収まった後、動物実験室・飼育保管施設の損壊や火災発生に注意して行動すること。
- ・火災発生時：出火規模が小さければ初期消火を行うとともに、火災・爆発などの二次災害の防止措置を行う。不可能な場合は非難を優先すること。

2. 飼養保管中の動物への対応

原則として、災害発生時には動物が動物実験室または飼養保管施設の外に逃走しないよう万全を期すこと。

- ・実験中の小動物はケージに収容し、床または飼育棚に戻すこと。
- ・麻酔薬の投与などにより短時間での安楽死が可能な場合は処置を行い、手術台などに繋留すること。

3. 使用中の機器への対応

- ・停止可能な機器は停止させ、電源を切ること。

4. 使用中の薬品への対応

- ・落下により破損しないように床の上に置く等の対処をすること。
- ・発火性・爆発性のある薬品については、「毒物および劇物管理規程」の定めに従うこと。

5. ガス、電気、水道、酸素ポンプ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉めること。

6. 運搬中のエレベータ使用時の対応

- 直ちに近くの階に停止させ脱出すること。
- 脱出が困難な場合は、非常ボタンを押して救助を求めること。
- 動物をケージで運搬中の場合は、逸走させないように注意すること。

7. 動物実験室および飼養保管施設からの脱出

- 緊急脱出が必要な場合は、実験動物の逸走を防ぐため、動物実験室および飼養保管施設の出入口ドア等を閉じてすぐに脱出すること。
- 緊急脱出が不要な場合は、8. 通報を先に行い、責任者の指示に従うこと。
- 緊急脱出の必要性が不明な場合は、脱出を優先すること。

8. 通報

生命科学センター管理室職員の勤務時間内（平日 9 時～17 時）

火災発生時：大声で周囲に事態を知らせるとともに、管理室に連絡すること。

管理室 内線 8142／外線番号 0475-53-4500

地震発生時：揺れが収まった後、緊急連絡網に従って通報すること。

生命科学センター管理室職員の勤務時間外（平日 17 時以降、土日祝日）

火災発生時：大声で助けを求め周囲に事態を知らせること。周囲に誰もいないときは、

緊急通報すること。火災報知機がある場合はボタンを押すこと。

学外通報先：外線 119 番（消防車の要請）

学内通報先：内線 1111（総務課）、内線 1106,1107（守衛所、正門）、

内線 1911, 1912（防火センター（中央監視室））、研究室責任者

地震発生時：揺れが収まった後、緊急連絡網に従って通報し、指示に従って行動すること。

※ 連絡網の寸断などにより責任者等に連絡がつかず、自身の安全確保状況が不明な場合は、避難を優先すること。

※ 小規模災害などのため、自身の安全確保が明確な場合には、IV. 復旧の 1. 初期対応に従って対応したのち避難すること。

II. 緊急連絡網

本学の非常配備体制の連絡網に準じる。

III. 学内および学外への連絡体制

1. 遺伝子組換え動物など取扱いに注意を要する実験動物について

逸走時にヒトに危害を加える恐れのある動物や環境に悪影響を与える恐れのある動物については、特に動物実験室や飼養保管施設からの逸走防止に留意しなければならない。

逸走が確認された場合は、速やかに学内外に連絡し対応する。

2. その他の実験動物

実験動物や飼養保管施設の状況について、管理者、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者等、関係者間で連絡を取って情報を共有し適切に対応する。

3. 関係機関の通報連絡先

学外の関係機関等への連絡は、原則として研究推進課が行う。

- (1) 文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課 (03-6734-4366)
- (2) 東金市役所 経済環境部環境保全課 (0475-50-1170)
- (3) 東金警察署 (0475-54-0110) 緊急時 110 番
- (4) 山武郡市広域行政組合消防本部 中央消防署 (0475-50-0404) 緊急時 119 番

IV. 復旧

1. 初期対応

本マニュアルⅠ～Ⅲに従って対応する。

小規模災害の場合は、安全が確保され次第速やかに次の対応を行う。

- (1) 実験動物の生存状況を確認する。
- (2) 動物実験室または飼養保管施設内に逸走動物がいればケージに収容する。
動物実験室または飼養保管施設の外に逸走した動物が確認された場合は、緊急連絡網に従って連絡し捕獲に尽力する。
- (3) 給餌・給水を確保する。
- (4) 飼育に必要な物品（飼料など）の保管量を確認する。
- (5) 電気・水道・空調設備などの状況を確認する。
- (6) 施設状況などから飼育の継続が困難と判断される場合、管理者および動物実験責任者と連絡を取りながら安楽死について検討する。

2. 災害発生から 1 週間以内に行う対応（中規模災害以上）

飼育施設の安全を確認後、以下の対応を行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 動物実験実施者等の出勤状況の把握
- (3) 管理者および動物実験責任者の指示を仰ぎながら、1. 初期対応(1)から(6)と同様の対応を行う。
- (4) 動物屍体保管庫の確認
- (5) 連絡体制網と対応については、本マニュアルⅠ－Ⅲに従う。

3. 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

- (1) 飼育管理体制の再構築を行う。
- (2) 再構築した管理体制の下で、以下について適切に対応する。
 - ア 生存している実験動物があれば、その飼育継続が可能か検討する。不可能な場合は安楽死を検討する。
 - イ 飼育施設の機能回復について検討する。
 - ウ その他の想定外の事象については、すべて再構築した管理体制の下で責任者の指示を仰ぐ。

4. 国立大学法人動物施設協議会及び文部科学省への状況報告

5. 生命科学センター利用者への通知

V. 緊急時への備え

以下の事項について、日ごろから適切に対応すること。

1. 転倒防止措置（飼養ラック、キャビネットなどの転倒防止措置）
2. 飼料、飲水、飼育機材の備蓄
3. 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管
4. 各種機器類の固定（実験機器、装置、ポンプ）
5. 非常口の確保と点検（ドアの開閉、通行（避難）の妨害となるものは置かない）
6. 避難経路の確認
7. 緊急時に必要な資材、安全保護具等の確認（ヘルメット、工具、懐中電灯、消火設備等）

VI. マニュアルの適切な改訂について

本手引きは関連規定、指針などの改正等に適切に対応するため適宜改訂する。